daily コラム

2025年11月27日(木)

〒140-0014　品川区大井1-7-6ＴＨビル2階
ＭＭＩグループ　ＴＥＬ　03-3778-2311　ＦＡＸ　03-3778-2317
Email　dailycolumn@m-m-i-g.com

顧客を紹介された御礼がしたい
情報提供料と交際費

顧客紹介料を支払うこととなった場合

どんな時代でも、どんなビジネスでも「営業」の悩みは尽きません。つらいことも多々ありますが、お客様から「感謝」や「信頼」を示されると嬉しいもの。特に、お客様からお知り合いを紹介してもらうのは有難いことです。最近は「リフェラル営業」なんて言い方もするようですが、元々何かお困りの人が、信頼できる人から紹介された話ですので、商談はスムーズ。成約率も高くなります。上手く取引がまとまれば、当然、紹介者の方に「何か御礼でも」ということになっていきます。

交際費に該当しない「情報提供料」とは？

租税特別措置法の通達では、「得意先、仕入先等の従業員等に対して取引の謝礼等として支出する金品の費用」は交際費として例示されています。ただし、上記のような「紹介料」は「情報提供料」とされ、紹介に対する「正当な対価」であれば、「交際費」に該当せず、「支払手数料」として、損金の額に算入することができます。

⑴　情報提供を業とする者へ支払う場合

紹介を専業とするコンサルティング業者、専門の仲介業者や商社への支払は、「支払手数料」（単純損金）となります。

⑵　情報提供を業としない者へ支払う場合

例えば、次の①～③のすべてに該当する支払は、「正当な対価」として、「支払手数料」（単純損金）とすることができます。

① あらかじめ締結された契約に基づくものであること
② 提供を受ける役務の内容が、契約で具体的に明らかにされていること
③ その支払額が相当額であること

「紹介制度」を作り、明示する方法も

①は、必ずしも書面に拠らなくても構いませんが、事前に当事者間で合意があることを示す必要はあります。明確な基準がなく、会社が、その都度、価値に見合うであろう金額を支払っている（会社の裁量で支払の要否、金額を決めている）のならば「交際費（協力への謝礼）」として取扱われます。

紹介者への謝礼の支払が頻繁で、「交際費」としたくない場合には、チラシやＨＰなどで「お客様紹介制度（特典）」を示すという方法があります。大手住宅販売会社には、ＨＰで「紹介者に５万円の商品券を進呈」など、具体的内容を誰でも見ることができる形で掲示している例もあります。



紹介しやすい関係作りが大切。仕組みもあると良いですね。

補足と解説（お客様へは１ページ目だけを送付してください）

租税特別措置法関係通達 61 の 4（1）-15

交際費等に含まれる費用の例示

次のような費用は、原則として交際費等の金額に含まれるものとする。ただし、措置法第 61 条の 4 第 4 項第 2 号の規定の適用を受ける費用を除く。

（中略）

(9) 得意先、仕入先等の従業員等に対して取引の謝礼等として支出する金品の費用（61 の 4（1）-14 に該当する費用を除く。）

同 61 の 4（1）-8

情報提供料等と交際費等との区分

法人が取引に関する情報の提供又は取引の媒介、代理、あっせん等の役務の提供（以下 61 の 4（1）-8 において「情報提供等」という。）を行うことを業としていない者（当該取引に係る相手方の従業員等を除く。）に対して情報提供等の対価として金品を交付した場合であっても、その金品の交付につき**例えば次の要件の全てを満たしている等その金品の交付が正当な対価の支払であると認められるときは、その交付に要した費用は交際費等に該当しない。**

(1)　その金品の交付があらかじめ締結された契約に基づくものであること。

(2)　提供を受ける役務の内容が当該契約において具体的に明らかにされており、かつ、これに基づいて実際に役務の提供を受けていること。

(3)　その交付した金品の価額がその提供を受けた役務の内容に照らし相当と認められること。

（注）　この取扱いは、その情報提供等を行う者が非居住者又は外国法人である場合にも適用があるが、その場合には、その受ける金品に係る所得が所得税法第 161 条第 1 項各号又は法第 138 条第 1 項各号に掲げる国内源泉所得のいずれかに該当するときは、これにつき相手方において所得税又は法人税の納税義務が生ずることがあることに留意する。

（参考）

三井のリハウスＨＰ

※「お知り合いを紹介して頂ける方」をクリック

成約者様紹介特典

https://www.rehouse.co.jp/sell/conclusion/01/

すみふの仲介ステップＨＰ

成約者様特典

https://www.stepon.co.jp/tokuten/tokuten.html

野村の仲介ＨＰ

野村の仲介＋(PLUS) お客様ご紹介特典

https://www.nomu.com/plus/customer/